

高等教育を取り巻く諸情勢と今後の展望

～日本高等教育評価機構 評価充実協議会～

平成26年7月8日
文部科学省高等教育局
私学部長 常盤 豊

1

大学改革をめぐる近年の主な動き

- | | |
|---------|---------------------------|
| 23年 11月 | 提言型政策仕分け(教育(大学)) |
| 12月 | 大学改革タスクフォースの設置(文部科学省) |
| 24年 4月 | 国家戦略会議での議論 |
| 6月 | 大学改革実行プラン(文部科学省) |
| 8月 | 中教審答申(大学教育の質的転換) |
| 25年 4月 | 産業競争力会議での議論 |
| 6月 | 教育再生実行会議 第三次提言(大学改革) |
| 7月 | 私立大学アクションプラン(日本私立大学団体連合会) |
| 10月 | 教育再生実行会議 第四次提言(高大接続) |
| 11月 | 国立大学改革プラン(文部科学省) |
| 26年 3月 | 私立学校法の一部改正 |
| 6月 | 学校教育法及び国立大学法人法の一部改正 |

2

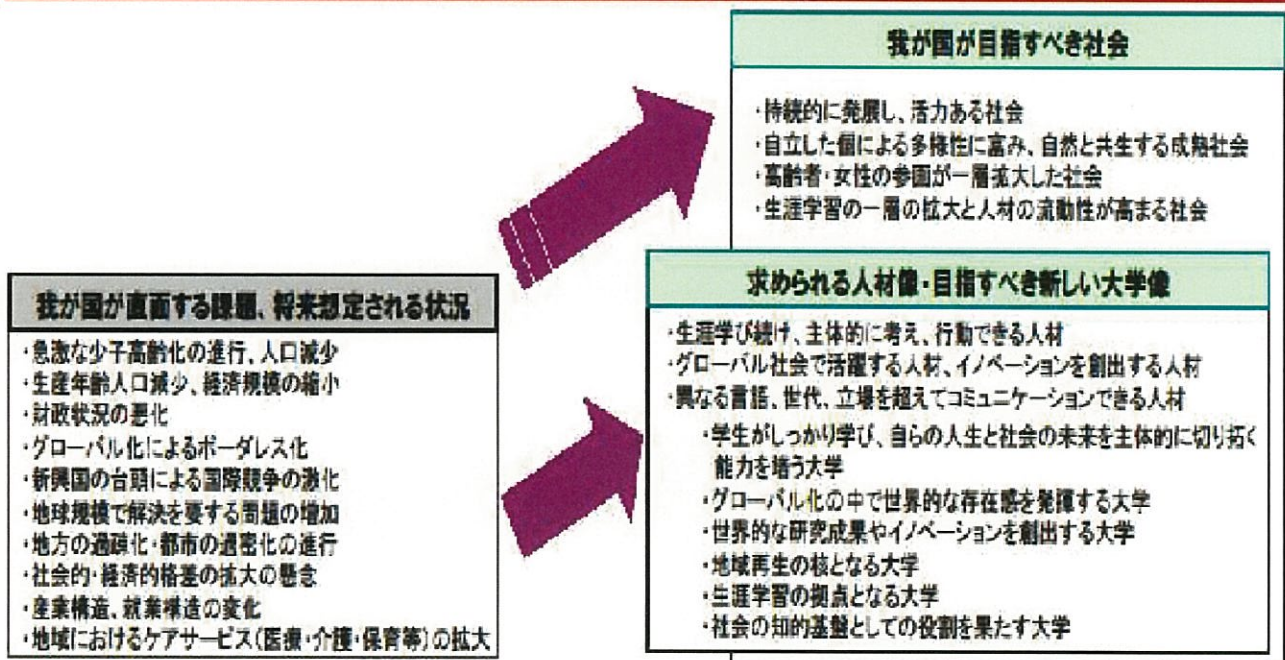
我が国が直面する課題、将来想定される状況

- 急激な少子高齢化の進行、人口減少
- 生産年齢人口減少、経済規模の縮小
- 財政状況の悪化
- グローバル化によるボーダレス化
- 新興国の台頭による国際競争の激化
- 地球規模で解決を要する問題の増加
- 地方の過疎化・都市の過密化の進行
- 社会的・経済的格差の拡大の懸念
- 産業構造、就業構造の変化
- 地域におけるケアサービス(医療・介護・保育等)の拡大

3

平成24年6月
文部科学省「大学改革実行プラン」

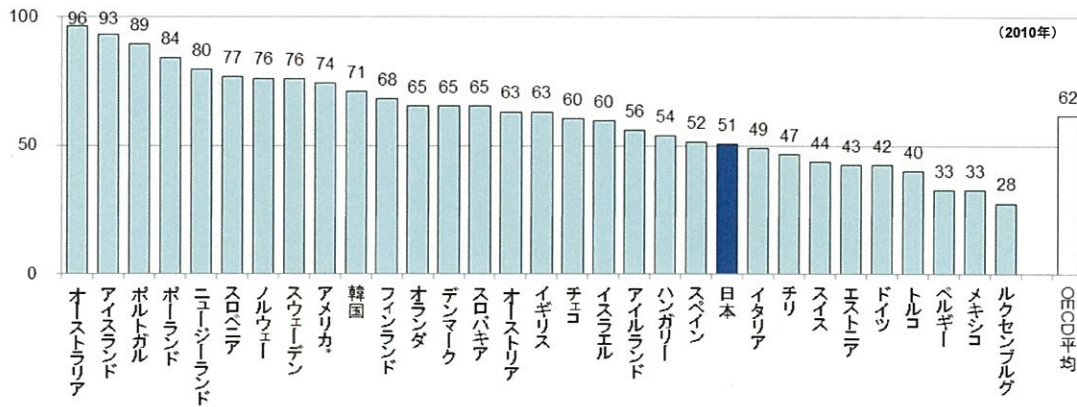
大学改革実行プラン ～社会の変革のエンジンとなる大学づくり～



4

○大学の規模（大学進学率の国際比較）

○ 我が国の大学進学率は上昇してきたが、OECD平均と比べて高いとは言えない。



OECD「Education at a Glance 2012」

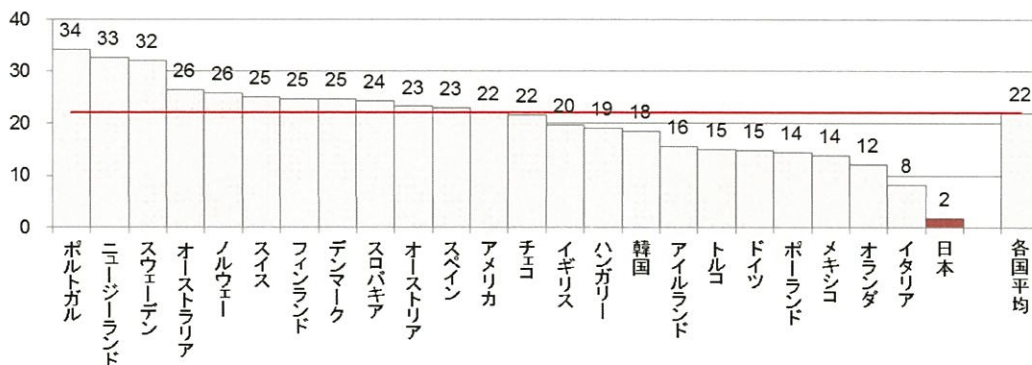
*アメリカのみ、2年制の機関が含まれた値

※このデータには定義上、留学生の入学者が含まれている。

7

○大学の規模（社会人入学者が圧倒的に少ない）

○ 大学入学者のうち25歳以上の割合は、OECD各国平均で約2割に達し、社会人学生も相当数含まれると想定される。一方、日本人の社会人学生比率は2.0%と低い。



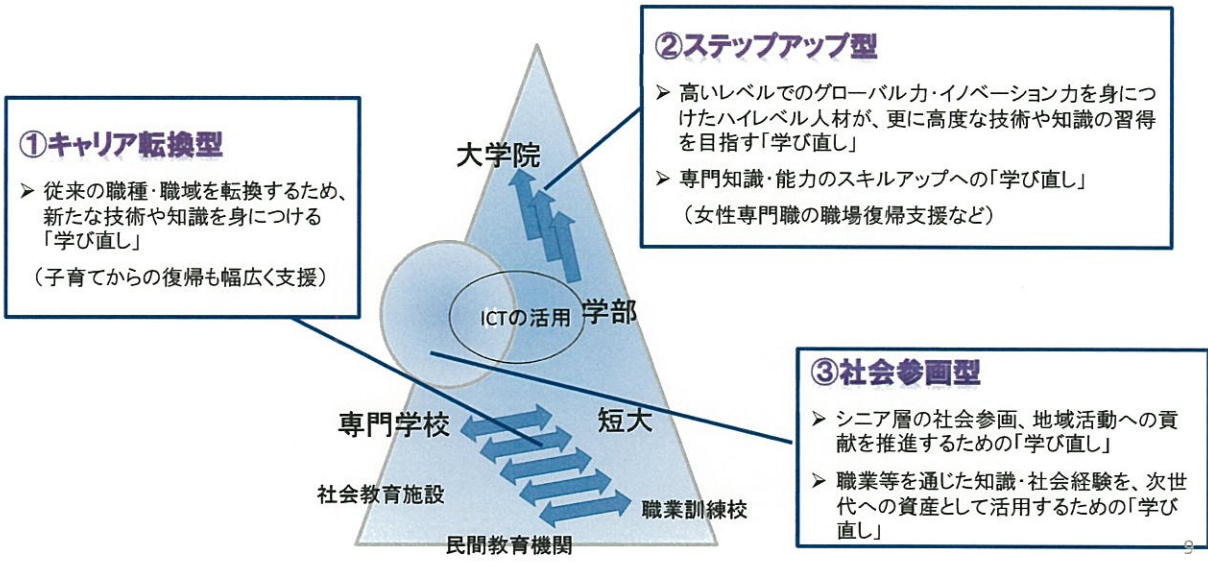
8

社会人の学び直しについて

◎人口減少社会で新たな国力を支える幅広い年代・性別の社会参画をサポート
5年間で大学・専門学校での社会人受講者数を倍増(12万人→24万人)

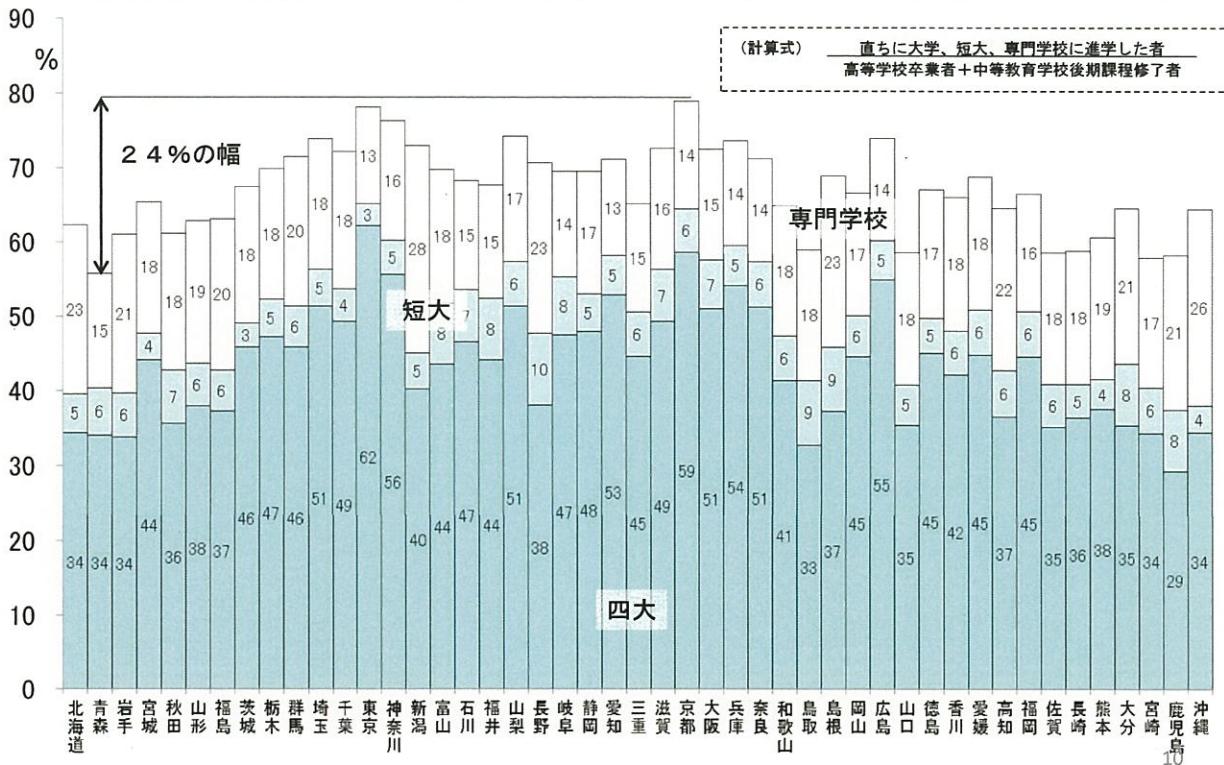


産業界と協働して構築したオーダーメイド型プログラムを提供し、
学び直しが必要な社会人の学習機会を確保



都道府県別高校新卒者の進学率(専門学校含む)

○ 平成25年度の都道府県別高校新卒者の進学率(専門学校を含む)をみると、京都(79%)、東京(78%)で高く、青森(55%)、宮崎(57%)で低い。京都と青森では24%の幅。



出典:文部科学省「学校基本調査(平成25年度版)」

○グローバル人材の採用動向

- ・近年、グローバル展開を目指す企業に、国内学生の採用数を抑制し、海外採用や外国人留学生の採用数を増やす企業が増加する傾向が見られる

A社

		2010年度	2011年度	増減
採用総数		1,250名	1,390名	+140名
内訳	国内採用	500名	290名	-210名
	海外採用	750名	1,100名	+350名

※平成22年3月朝日新聞の報道等により作成

B社

		2010年度	2011年度	増減
採用総数		300名	600名	+300名
内訳	国内採用	200名	300名	+100名
	海外採用	100名	300名	+200名

※平成22年6月朝日新聞の報道情報等により作成

11

○「グローバル人材」の定義（例）

22年10月 産学人材育成パートナーシップ グローバル人材育成委員会

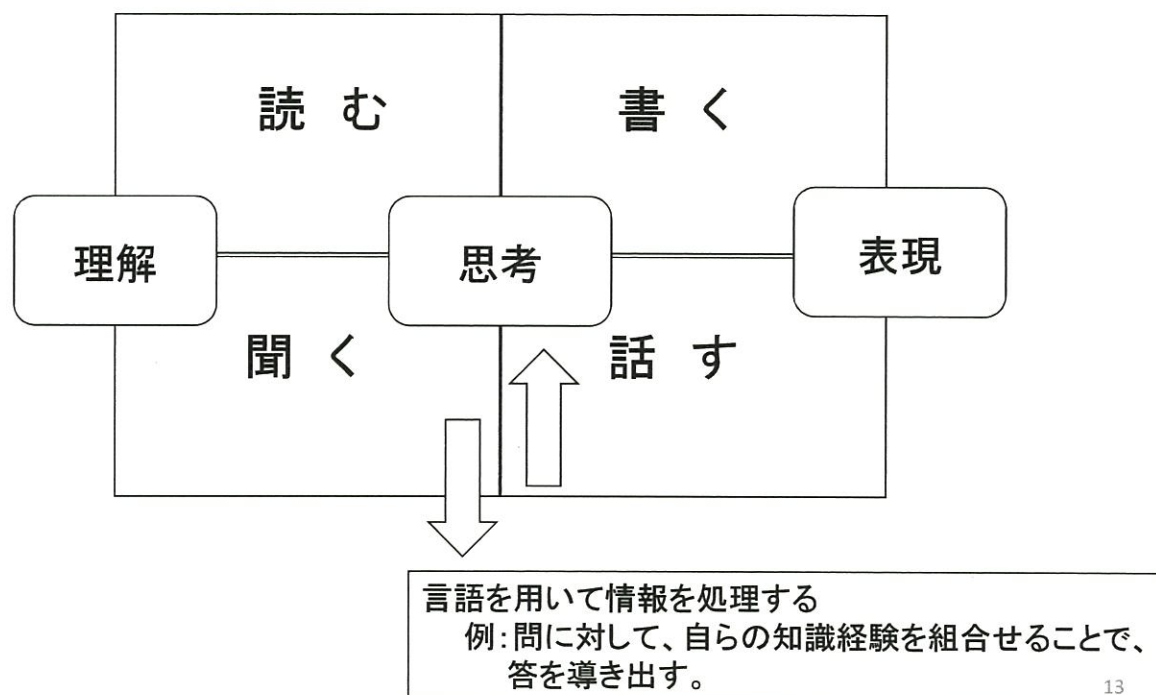
グローバル化が進展している世界の中で、

- ・主体的に物事を考え、
- ・多様なバックグラウンドをもつ同僚、取引先、顧客等に自分の考えを分かりやすく伝え、
- ・文化的・歴史的なバックグラウンドに由来する価値観や特性の差異を乗り越えて、
- ・相手の立場に立って互いを理解し、
- ・更にはそうした差異からそれぞれの強みを引き出して活用し、相乗効果を生み出して、
- ・新しい価値を生み出すことができる人材

12

国語力と理解力、思考力、表現力

参考資料:「これからの時代に求められる国語力について」
平成16年2月3日 文化審議会



言語活動の充実（学習指導要領；平成20年度改訂）

（各教科等における言語活動の充実の例）

- 観察や調査・見学などの体験的な活動やそれに基づく表現活動（小・社会）
- 地図や年表を読みかつ作成すること、新聞、読み物、統計その他の資料に平素から親しみ適切に活用すること、観察や調査などの過程と結果を整理し報告書にまとめ、発表することなどの活動（中・社会）
- 言葉、数、式、図、表、グラフを用いて考えたり、説明したり、互いに自分の考えを表現し伝え合ったりするなどの学習活動（小・算数）
- 数学的活動の過程を振り返り、レポートにまとめ発表することなどを通して、その成果を共有する機会を設けること（中・数学）
- 観察、実験の結果を整理し考察する学習活動や、科学的な言葉や概念を使用して考えたり説明したりするなどの学習活動（小・理科）
- 音楽を形づくっている要素や構造と曲想とのかかわりを理解して聴き、根拠をもって批評するなどして、音楽のよさや美しさを味わうこと（中・音楽）
- 衣食住やものづくりなどに関する実習等の結果を整理し考察する学習活動や、生活における課題を解決するために言葉や図表、概念などを用いて考えたり、説明したりするなどの学習活動（中・技術・家庭）
- 自分の考えを基に、書いたり話し合ったりするなどの表現する機会を充実し、自分とは異なる考えに接する中で、自分の考えを深め、自らの成長を実感できるよう工夫すること（小・道徳）
- 問題の解決や探究活動の過程においては、他者と協同して問題を解決しようとする学習活動や、言語により分析し、まとめたり表現したりするなどの学習活動（総合的な学習の時間）

初等中等教育におけるいわゆる「学力の3要素」

○学校教育法（昭和22年法律第26号，平成19年改正）

第30条第2項

前項の場合（筆者注：小中高等学校の教育）においては，生涯にわたり学習する基盤が培われるよう，

◎基礎的な知識及び技能を習得させるとともに，

◎これらを活用して課題を解決するために必要な思考力，判断力，表現力その他の能力をはぐくみ，

◎主体的に学習に取り組む態度を養うことに，

特に意を用いなければならない。

15

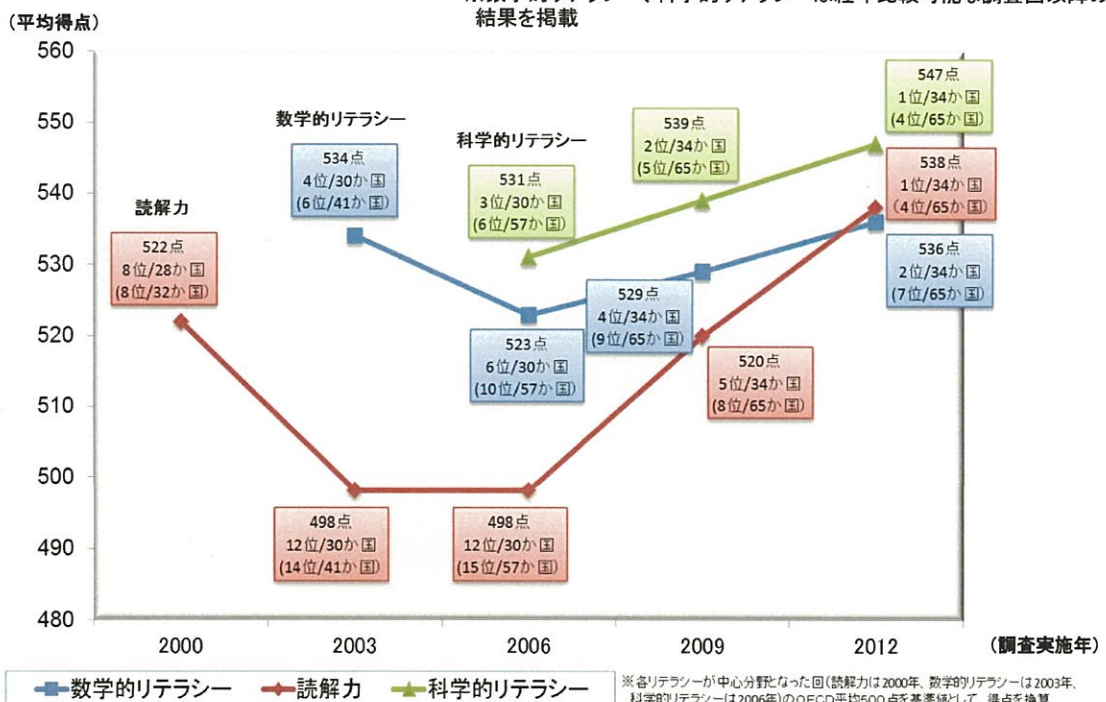
OECDのPISA調査の結果

平均得点及び順位の推移

※PISA調査：OECDが15歳児（我が国では高校1年生）を対象に実施

※順位はOECD加盟国中（カッコ内は全参加国・地域中の順位）

※数学的リテラシー、科学的リテラシーは経年比較可能な調査回以降の結果を掲載



16

「学士力」について（平成20年中教審答申）

我が国の大学が授与する学位として、各専攻分野を通じて培う「学士力」の参考指針を示している。

① 知識・理解

多文化・異文化に関する知識の理解、人類の文化、社会と自然に関する知識の理解

② 汎用的技能

コミュニケーションスキル、数量的スキル、情報リテラシー、論理的思考力、問題解決力

③ 態度・志向性

自己管理能力、チームワーク・リーダーシップ、倫理観、市民としての社会的責任、生涯学習力

④ 総合的な学習経験と創造的思考力

知識・技能・態度等を総合的に活用し、自らが立てた新たな課題にそれらを適用し、その課題を解決する能力

17

各専攻分野を通じて培う学士力 ～学士課程共通の学習成果に関する参考指針～ （「学士課程教育の構築に向けて」（平成20年12月24日中央教育審議会答申）より）

学士課程の各専攻分野を通じて培う力。教養を身に付けた市民として行動できる能力。
～学士課程共通の「学習成果」に関する参考指針～

1. 知識・理解

専攻する特定の学問分野における基本的な知識を体系的に理解するとともに、その知識体系の意味と自己の存在を歴史・社会・自然と関連付けて理解する。

- (1) 多文化・異文化に関する知識の理解
- (2) 人類の文化、社会と自然に関する知識の理解

2. 汎用的技能

知的活動でも職業生活や社会生活でも必要な技能

- (1) コミュニケーション・スキル
日本語と特定の外国語を用いて、読み、書き、聞き、話すことができる。
- (2) 数量的スキル
自然や社会的現象について、シンボルを活用して分析し、理解し、表現することができる。
- (3) 情報リテラシー
情報通信技術（ICT）を用いて、多様な情報を収集・分析して適正に判断し、モラルに則って効果的に活用することができる。
- (4) 論理的思考力
情報や知識を複眼的、論理的に分析し、表現できる。
- (5) 問題解決力
問題を発見し、解決に必要な情報を収集・分析・整理し、その問題を確実に解決できる。

3. 態度・志向性

- (1) 自己管理能力
自らを律して行動できる。
- (2) チームワーク、リーダーシップ
他者と協調・協働して行動できる。また、他者に方向性を示し、目標の実現のために動員できる。
- (3) 倫理観
自己の良心と社会の規範やルールに従って行動できる。
- (4) 市民としての社会的責任
社会の一員としての意識を持ち、義務と権利を適正に行使しつつ、社会の発展のために積極的に関与できる。
- (5) 生涯学習力
卒業後も自律・自立して学習できる。

4. 総合的な学習経験と創造的思考力

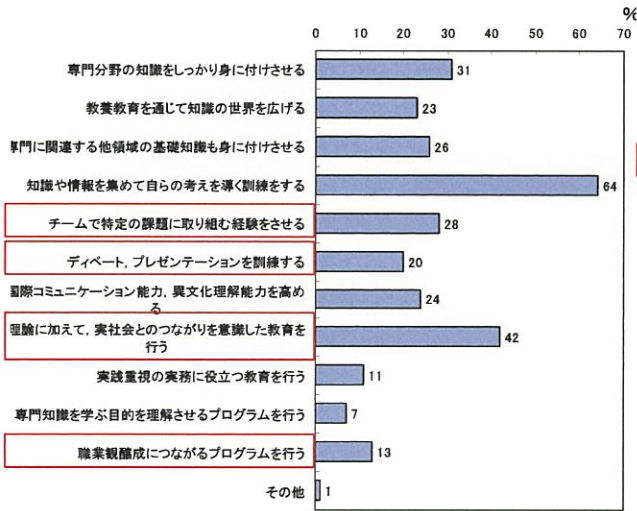
これまでに獲得した知識・技能・態度等を総合的に活用し、自らが立てた新たな課題にそれらを適用し、その課題を解決する能力

18

人材育成面での企業の期待と大学の取組

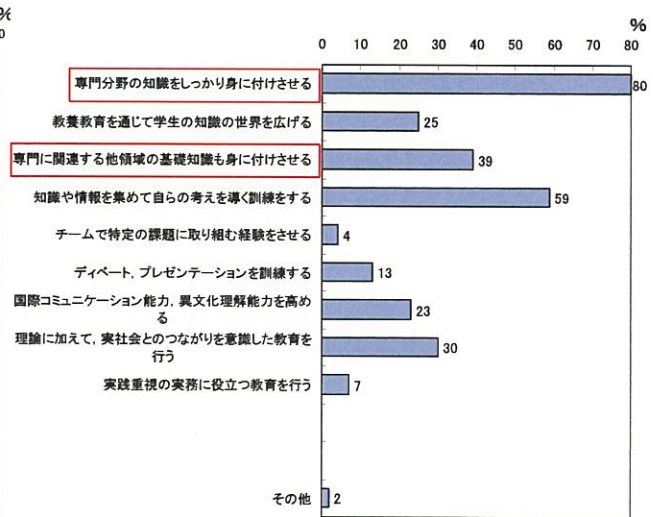
「企業の大学への期待」と「大学・大学院が教育面で特に注力している点」とでは、ギャップがある。

企業の大学・大学院（文系）への期待



事務系人材を採用する立場から、大学・大学院（文系学部、学科、専攻）に対して人材育成の点で何を期待するか、684社に質問（3つまで選択）。684社に占める割合

大学・大学院（文系）が教育面で特に注力している点



学部生と、修士課程修了後に博士課程に進学せず就職する院生への教育にあたり、特に注力している点について、3つまで選択。全国20大学のうち、回答のあった16大学の文系48学部と49研究科の合計に占める割合

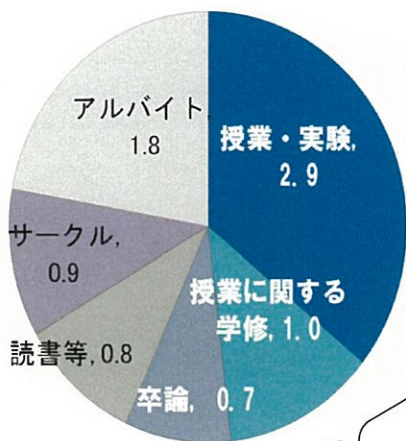
【平成16年日本経団連「企業の求める人材像についてのアンケート結果」より作成】

19

学生の学修時間の現状

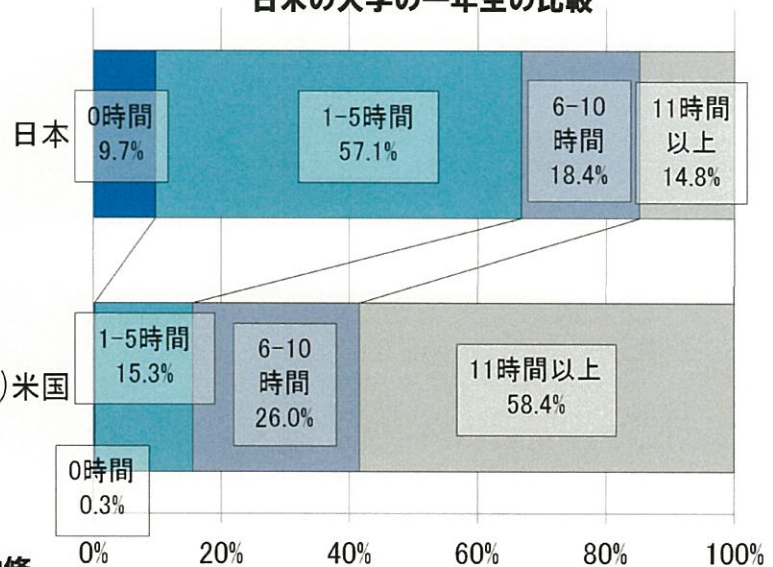
我が国の学生の学修時間（授業、授業関連の学修、卒論）は一日4.6時間とのデータもある。これは例えばアメリカの大学生と比較しても少ない。

学生の一日の活動時間の分布
(計 8.2時間)



授業、授業関連の学修、卒論
4.6時間

授業に関連する学修の時間（1週間当たり）
日米の大学の一年生の比較

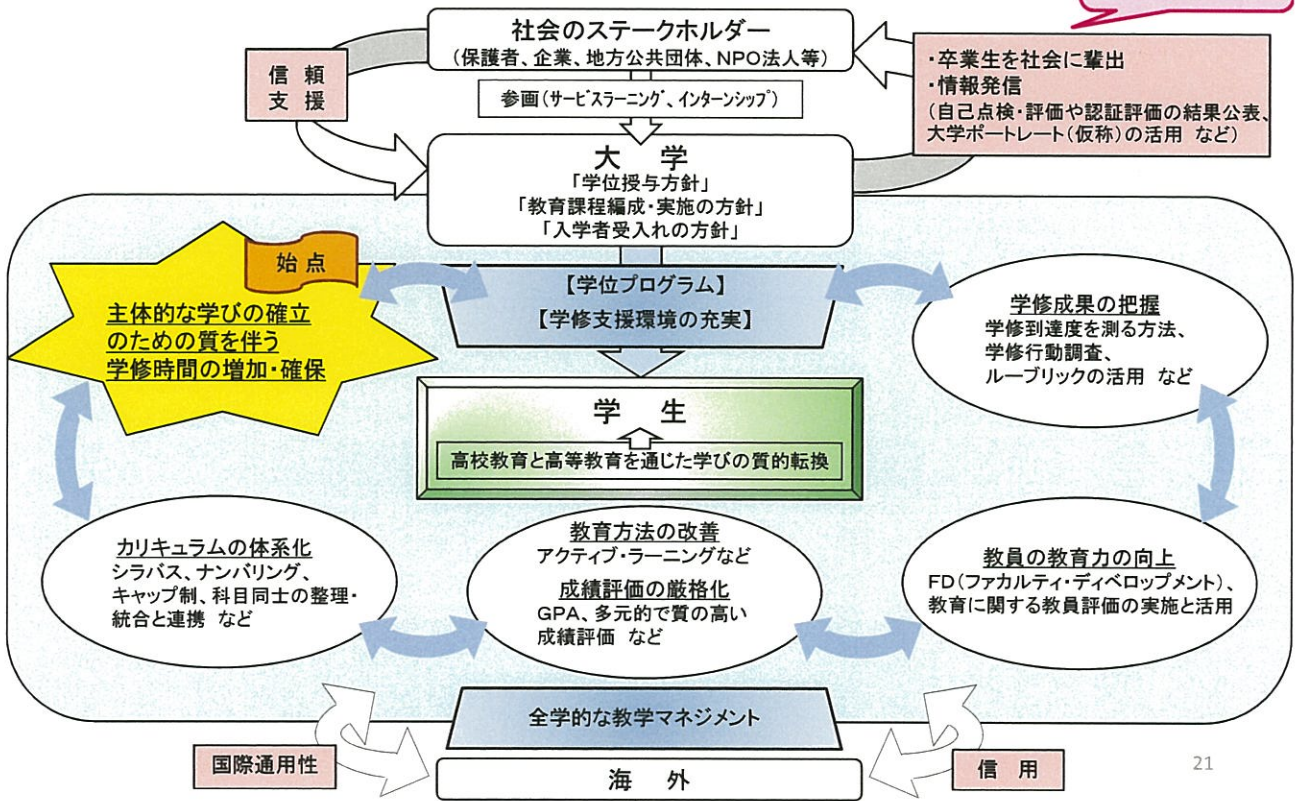


出典：東京大学 大学経営政策研究センター（CRUMP）『全国大学生調査』2007年、サンプル数44,905人 『全国大学生調査 第1次報告書』NSSE (The National Survey of Student Engagement)

「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて」

学士課程教育の質的転換への好循環の確立

このような好循環が回ることが重要



21

(参考) 大学における教育目標の例: 分野別参照基準等

未定稿 : 文責常盤

		参照基準	コアカリキュラム／到達目標
人文学	言語／文学	○	
	史学	△	
社会科学	法学	○	
	法科大学院		○
	政治学	△	
	経済学	△	
	経営学	○	
	会計大学院		○
	MOT大学院		○
	社会学	△	
	社会福祉学	△	
	心理学	△	
数物系科学	教育学		
	数理科学	○	

		参照基準	コアカリキュラム／到達目標
化学	化学	△	
工学	機械工学	○	
	土木工学／建築学	△	
	電気電子工学	△	
	情報科学技術	△	
生物学	生物学	○	
農学	農学	△	
	獣医学		○
医歯薬学	薬学		○
	医学	△	
	歯学		○
	看護学		○
複合領域	家政学	○	

(凡例)○は策定済み、△は検討委員会設置。なお、このほかにも、既設の委員会を検討している分野もあるとのこと。 22

課題意識

専門性と汎用性のギャップの問題は、企業の採用の面ばかりではない

- 科学技術の縦割り（東日本大震災の検証）
我が国の科学技術は、要素技術の開発に偏りがちで、社会における実際の運用までを総合的に考慮したシステム化が行われない傾向があり、研究開発の成果が、縦割り構造により、現実の課題の解決や社会実装に結びつかない場合があると考えられる。
- 研究重視、教育軽視の風潮（大学教員）
- 専門分野の幅の狭さ（大学院博士課程教育）
- 教養教育の課題（学部教育）
- 総合的な学習の時間の課題（初等中等教育）
- 技術と経営の統合（イノベーション）

23

課題意識

しかも、専門性と汎用性の問題は、今始まった問題ではない・・・

- ・ 東京にも京都にもそのほか大都市には総合大学というものがあります。
- ・ 文化系、理科系のいろいろな学部をもっている大学を総合大学といますが、総合という言葉は実に皮肉でありまして、実質はちっとも総合ではない。（中略）
- ・ そこで総合的な教養が与えられるわけでもなければ、各学部の共同研究が常時組織化されているわけでもない。
- ・ ただ一つの経営体として、大学行政面で組織化されているというだけのことです。ユニヴァーシティという本来の意味からは甚だ遠いのが実状です。

丸山真男著「日本の思想」（1961年10月）

24

課題意識

複雑な問題を解決し、新しい知識を創造していくため、
各専門分野での知識や能力（ものの見方や考え方）を関連づけ、統合していくことが必要ではないか。

- ・ まずは、学問相互の対話、学問と社会との対話。
- ・ そのうえで、「哲学」を再構成する必要があるのではないか。

○学問相互の対話

- ・ 自然科学、社会科学、人文科学
- ・ 認識科学、設計科学

○学問と社会との対話

- ・ 研究者によるアウトリーチ活動
- ・ 学生を社会に送り出す機関としての大学
- ・ 社会人が生き生きと学ぶ大学

大学入試の改革～学ぶ意欲と力を測る大学入試への転換～

**1. 高校教育から一貫した買保証へ
～点からプロセスによる買保証へ～**

※本年(平成24年)夏を目途に中央教育審議会等で検討開始

平成24年6月
文部科学省「大学改革実行プラン」

【現状】

入試に様々な機能が求められ過ぎている

大学教育

入試

高校教育

- ・ 各大学の教育水準や学生の質の評価指標
- ・ 大学進学希望者の能力・適性の判定
- ・ 高校における学力の状況の把握
- ・ 高校における幅広い学習の確保
- ・ 高校生の学習意欲の喚起

機能分散

【転換後】

それぞれの段階で、必要とされる能力や学習成果を確認し、次の学びへつなげていく仕組みへの移行

大学教育

入試

高校教育

**2. 教科の知識偏重の入試から「意欲・能力・適性等の多面的・総合的な評価」へ
～各大学が丁寧に選抜する入試へ転換～**

※考えられる取組み例
※可能な取組から逐次着手

【現状】

教科の知識を中心としたペーパーテスト偏重による一発試験的入試

【転換後】

志願者の意欲・能力・適性等の多面的・総合的な評価に基づく入試へ

1点刻みではないレベル型の成績提供方式の導入によるセンター試験の資格試験的活用の促進

思考力・判断力・知識の活用能力等(クリティカルシンキング等)を問う新たな共通テストの開発

大学グループ別の入学者共同選抜の導入の促進

志願者と大学が相互理解を深めるための、時間をかけた創意工夫ある入試の促進

高等学校教育と大学教育との接続 ・大学入学者選抜の在り方について(第四次提言)

(教育再生実行会議)

1. 高等学校教育の質の向上

➡ 達成度テスト(基礎レベル)

2. 大学の人材育成機能の強化

➡ 教育の質的転換と可視化

3. 能力・意欲・適性を多面的・総合的に評価・判定する大学入学者選抜への転換

- ➡ ①達成度テスト(発展レベル)
②高校での学習活動・主体的活動の評価、重視

27

高等学校教育と大学教育との接続・大学入学者選抜の在り方について ～教育再生実行会議第四次提言のポイント～ (平成25年10月31日)

- グローバル化の急速な進展 → 主体性と創造性、豊かな人間性のある多様な人材が必要
- 少子・高齢化、生産年齢人口減少 → イノベーション活性化、人材の質の飛躍的向上

- 義務教育の基礎の上に、高校、大学の段階で伸ばす力
・夢を志に高め、実現に導く情熱や力、社会に貢献し責任を果たす規範意識や使命感
・幅広い教養、日本人のアイデンティティ、コミュニケーション力、課題発見・解決力 など

- 高校教育の質の向上、大学の人材育成機能の強化、大学入学者選抜を一体的に改革
- 関係者の意見にも留意し、丁寧かつ着実に取り組む(高校生に不安を与えないよう周知期間をおいて見直し)

1. 高校教育の質の向上

- 共通に身に付ける目標を明確化し、基礎的能力を確実に育成。能動的に学び自己を確立できるよう、キャリア教育を充実。学校の特色化を推進。
- 基礎的・共通的な学習達成度を把握し、指導改善に活かすための新たな試験の仕組み(達成度テスト(基礎レベル))を創設。複数回実施を検討。できるだけ多くの生徒が受験し学習改善につなげる。具体的な実施方法等は中教審等で検討。

2. 大学の人材育成機能の強化

- 大学は、これまでの延長上ではなく将来を見据え、教育機能を強化するための大胆な改革を実施。教育課程の点検・改善、厳格な成績評価・卒業認定の実施など質保証を徹底。教育の質的転換と可視化。

3. 能力・意欲・適性を多面的・総合的に評価・判定する大学入学者選抜への転換

- 大学教育に必要な能力判定のための新たな試験(達成度テスト(発展レベル))を導入。各大学の判断で利用可能。複数回実施を検討。結果はレベルに応じ段階別に表示。入学者選抜で基礎資格としての利用を促進。達成度テスト(基礎レベル)と一体的に運営。具体的な実施方法等は中教審等で検討。
- 各大学は、能力・意欲・適性を多面的・総合的に評価・判定する選抜に転換。養成する人材像を明確化し、教育を再構築、アドミッションポリシーを具体化。学力の判定は達成度テスト(発展レベル)を活用し、教科・科目等の弾力的活用を促進。面接、論文、活動歴等の丁寧な評価で選抜。推薦・AO入試での達成度テスト(基礎レベル)の活用を促進。改革を行う大学を国が積極支援。改革の成果を検証し継続的に改善。

28

能力・意欲に関する目標・評価

未定稿 : 文責常盤

	教育課程 (P)	指導 (D)	評価 (S)
小中学校教育	学習指導要領	言語活動 体験活動	指導要録 全国学力・学習状況調査 (活用) 問題
高校教育	学習指導要領	言語活動 体験活動 能動的・主体的に取り組む 多様な活動 (※)	指導要録 (調査書、推薦書) 達成度テスト (基礎レベル) TOEFL等の語学検定試験 ジュニアマイスター顕彰制度 職業分野の資格等
高大接続	—	—	達成度テスト (発展レベル) 面接、論文 能動的・主体的に取り組む多様な活動 (※) 大学入学後の学修計画案の評価
大学教育	分野別参照基準 (学術会議) 医学等コアカリキュラム	アクティブラーニング ラーニングコモンズ インターンシップ、留学	GPA 学修行動調査 アセスメントテスト (学修到達度調査) ルーブリック 学修ポートフォリオ

※能動的・主体的に取り組む多様な活動は、部活動、インターンシップ、ボランティア、留学等を含む。²⁹

これからの大学教育等の在り方について(第三次提言)

(教育再生実行会議)

1. グローバル化に対応した教育環境づくり
2. イノベーション創出のための教育・研究環境づくり
3. 学生を鍛え上げ社会に送り出す教育機能の強化
4. 大学等における社会人の学び直し機能の強化
5. 大学のガバナンス改革、財政基盤の確立により経営基盤の強化

1 グローバル化に対応した教育環境づくりを進める

- ①徹底した国際化を断行し、世界に伍して競う大学の教育環境をつくる。
→海外大学の教育ユニット誘致。日本の大学の海外展開拡大。国際化を断行するスーパーグローバル大学(仮称)。今後10年で世界大学ランキングトップ100に10校以上ランクイン。地域社会のグローバル化を担う大学など
- ②意欲と能力のある全ての学生の留学実現に向け、日本人留学生を12万人に倍増し、外国人留学生を30万人に増やす。
→大学入試等におけるTOEFL等の活用。企業等との協力による留学支援の新たな仕組みの創設。ギャップタームにおける留学促進など
- ③初等中等教育段階からグローバル化に対応した教育を充実する。
→小学校英語の抜本的拡充(早期化、時間増、教科化、専任教員等)の検討。少人数教育。スーパーグローバルハイスクール(仮称)。国際バカロレア認定校の増(200校)。
- ④日本人としてのアイデンティティを高め、日本文化を世界に発信する。
→国語教育、我が国の伝統・文化についての理解を深める取組の充実。
- ⑤特区制度の活用などによりグローバル化に的確に対応する。

・大学の教育・研究機能を質・量ともに充実!
・平成29年までの5年間で「大学改革実行集中期間」に

2 社会を牽引するイノベーション創出のための教育・研究環境づくりを進める

- 国は、10～20年後を見据えた「理工系人材育成戦略」(仮称)策定。国・地方において、「産学官円卓会議」(仮称)設置。
- 大学発ベンチャー支援ファンド等への国立大学による出資を可能に。
- 体系的な博士課程教育の構築など大学院教育の充実。
- 初等中等段階の理数教育強化(専科指導、少人数教育、SSH等)。

3 学生を鍛え上げ社会に送り出す教育機能を強化する

- 社会人基礎力、基礎的・汎用的能力等の社会人として必要な能力の育成のため、能動的な活動を取り入れた授業や学習方法など教育方法を質的転換。学修時間の増加、組織的教育の確立など教学マネジメントを改善し厳格な成績評価を行う。
- 大学・専門学校等は、地域の人材育成ニーズに応えた実践的な教育プログラムを提供し、国が支援。

4 大学等における社会人の学び直し機能を強化する

- 大学・専門学校等は、職業上必要な高度な知識や、新たな成長産業に対応したキャリア転換に必要な知識の習得など、オーダーメイド型の教育プログラムを開発・実施。
- 国は、大学・専門学校等で学び直しをする者や社会人受講者の数の5年間で倍増(12万人→24万人)を目指し、社会人への支援措置、事業主への経費助成を行う。

5 大学のガバナンス改革、財政基盤の確立により経営基盤を強化する

- 国立大学全体の改革工程を策定。年俸制の本格導入などの人事給与システムの見直し、運営費交付金の戦略的・重点的配分など。
- 学長・大学本部の独自予算の確保など、学長がリーダーシップをとれる体制整備。教授会の役割の明確化など法令改正も含めたガバナンス改革。
- 大学の財政基盤の確立、基盤的経費のメリハリある配分。国の公募型資金への間接経費措置。民間資金調達のための税制検討。
- 私立大学における建学の精神に基づく質の高い教育、学制的教育改革を重点支援。教育の質保証の総合的仕組みの構築。
- 学長、知事、産業界の代表等で構成する総理主催の「大学将来構想サミット」(仮称)を開催。

31

大学のガバナンス改革の推進について(中教審大学分科会審議まとめ概要)

- 「知識基盤社会」の到来、ICTの普及、急速なグローバル化の進展をはじめとする社会環境の急激な変化
- グローバル人材の育成、イノベーションの創出、経済再生、地域再生・活性化等、大学に対する社会からの期待の高まり

各大学が、国内・国外の大学間で競い合いながら人材育成・イノベーションの拠点として、教育研究機能を最大限に発揮していくためには、学長のリーダーシップの下で、戦略的に大学をマネジメントできるガバナンス体制の構築が不可欠。

- ◇ 各大学は、主体的・自律的にガバナンス体制の総点検・見直しを行い、教育・研究・社会貢献の機能を最大化。学長のリーダーシップの下で、大学の強みや特色を生かしていくことができるようなガバナンス体制の構築
- ◇ 国は、学長のリーダーシップの確立と教職員の意識改革のため、効果的な制度改正とメリハリある支援を実施。
- ◇ 社会は、大学と積極的に関わり、学長のリーダーシップを後押し。

1. 学長のリーダーシップの確立

【学長補佐体制の強化】総括副学長の設置、高度専門職の創設、SD・IRの強化、大学運営会議等の活用

【人事】ポストの再配置、選考の適正性の確保、業績評価に応じた給与制度

【予算】学長のビジョンに沿ったメリハリある予算編成・配分、学長裁量経費の確保

【組織再編】ぶれない改革方針と客観的データによる説明を通じて、学長が責任を持って改革を推進

2. 学長の選考・業績評価

◆選考組織が主体性を持って大学のミッション、求められる学長像を示し、候補者のビジョンを確認して決定

◆安定的な運営ができる学長任期の設定

◆学長選考組織や監事による学長の業績評価、不適格者の解任

3. 学部長等の選考・業績評価

◆学長のビジョンを共有できる学部長等の任命

◆学長による学部長等の業績評価

4. 教授会の役割の明確化

◆教育課程編成、学生の身分、学位授与、教員の教育研究業績審査等を審議

◆設置単位の再点検

◆審議事項の透明化

5. 監事の役割の強化

◆ガバナンスの監査

◆監事の常勤化を推進

大学評価、経営組織と教学組織の関係整理、FD・SD、人材流動性、執行部人材育成、情報公開

<国公立共通の支援>

- ★制度改正を通じた支援(所要の法令改正)
- ★予算を通じた支援(学長裁量経費の拡充、ガバナンス改革の支援、補助事業の要件化)
- ★評価、監査、大学団体等との協力

●教授会の審議事項の明確化
●高度専門職の創設 等

<国立大学法人への支援>

- ★国立大学改革プランの確実な実施(ミッション再定義、改革構想(組織再編、資源再配分)への重点支援、年俸制等の導入等)
- ★第3期中期目標・中期計画においてガバナンスにつき明記

●監事機能の強化 等

学長のビジョンへの理解、物心両面からの支援

32

学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律(概要)

趣 旨

大学運営における学長のリーダーシップの確立等のガバナンス改革を促進するため、副学長・教授会等の職や組織の規定を見直すとともに、国立大学法人の学長選考の透明化等を図るための措置を講ずる。

概 要

1. 学校教育法の改正

＜副学長の職務について＞第92条第4項関係

・副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどることとする

＜教授会の役割について＞第93条関係

・教授会は、学生の入学や学位の授与等のほか、教育に関する重要な事項で学長が定めるものについて学長が決定を行うに当たり意見を述べることとする

・教授会は、学長及び学部長等がつかさどる教育に関する事項について審議し、及び学長及び学部長等の求めに応じ、意見を述べるができることとする

2. 国立大学法人法の改正

＜学長選考の基準・結果等の公表について＞第12条関係

・学長選考会議は学長選考の基準を定めることとする

・国立大学法人は、学長選考の基準、学長選考の結果その他文部科学省令で定める事項を、遅滞なく公表しなければならないこととする

＜経営協議会＞第20条第3項、第27条第3項関係

・国立大学法人等の経営協議会の委員の過半数を学外委員とする

＜教育研究評議会＞第21条第3項関係

・国立大学法人の教育研究評議会について、教育に関する校務をつかさどる副学長を評議員とする

＜その他＞附則関係

・新法の施行の状況、国立大学法人を取り巻く社会経済情勢の変化等を勘案し、学長選考会議の構成その他国立大学法人の組織及び運営に関する制度について検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずる

施行期日

平成27年4月1日

文責 常盤

学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

平成26年6月6日

衆議院文部科学委員会

政府及び政府関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一 憲法で保障されている学問の自由や大学の自治の理念を踏まえ、国立大学法人については、学長のリーダーシップにより全学的な取組ができるよう、学長選考会議、経営協議会、教育研究評議会等をそれぞれ適切に機能させることによって、大学の自主的・自律的な運営の確保に努めること。

二 私立大学の自主性・自律性・多様性、学問分野や経営規模など各大学の実態に即した改革がなされるよう配慮すること。

三 学校教育法第九十三条第二項第三号の規定により、学長が教授会の意見を聴くことが必要な事項を定める際には、教授会の意見を聴いて参酌するよう努めること。

四 国立大学法人の経営協議会の委員の選任や会議の運営に当たっては、学内外の委員の多様な意見を適切に反映し、学長による大学運営の適正性を確保する役割を十分に果たすことができるよう、万全を期すこと。

五 学長の業務執行状況のチェック機能を確保すること。

六 教育の機会均等を保障するため、国立大学の配置は全国的に均衡のとれた配置を維持すること。

七 国のGDPに比した高等教育への公的財政支出は、OECD諸国中最低水準であることに配慮し、高等教育に係る全体の予算拡充に努めること。

学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

平成26年6月19日
参議院文教科学委員会

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一、学校教育法第九十三条第二項第三号の規定により、学長が教授会の意見を聴くことが必要な事項を定める際には、教授会の意見を聴いて参酌するよう努めること。
- 二、憲法で保障されている学問の自由や大学の自治の理念を踏まえ、国立大学法人については、学長のリーダーシップにより全学的な取組ができるよう、学長選考会議、経営協議会、教育研究評議会等をそれぞれ適切に機能させることによって、大学の自主的・自律的な運営の確保に努めること。
- 三、学長選考会議は、学長選考基準について、学内外の多様な意見に配慮しながら、主体性を持って策定すること。
- 四、監事の監査、学長選考組織による選考後の業務評価等学長の業務執行状況のチェック機能を確保すること。
- 五、国立大学法人の経営協議会の委員の選任や会議の運営に当たっては、学内外の委員の多様な意見を適切に反映し、学長による大学運営の適正性を確保する役割を十分に果たすことができるよう、万全を期すこと。
- 六、本法施行を受け、各大学等の学内規則の見直しと必要な改正が円滑に行われるよう、説明会の開催等関係者に改正の趣旨について周知に努めること。
- 七、私立大学の自主性・自律性・多様性、学問分野や経営規模など各大学の実態に即した改革がなされるよう配慮すること。
- 八、大学力を強化するため若手研究者や女性の登用が積極的に行われ、若手研究者等の意欲を高める雇用形態が整備されるよう、その環境の整備に努めること。
- 九、国のGDPに比した高等教育への公的財政支出は、OECD諸国中、最低水準であることに留意し、高等教育に係る全体の予算拡充に努めること。

右決議する。

35

私立学校法の一部を改正する法律の概要

1. 趣旨

私立学校の自主性を尊重しつつ、私学全体に対する不信感につながるような異例な事態に所轄庁が適切に対応するための仕組みを整備。

2. 概要

(1) 所轄庁による必要な措置命令等の規定の整備(第60条関係)

- ① 学校法人が法令の規定に違反したとき等に所轄庁が必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- ② 学校法人が措置命令に従わないときは、役員を解任を勧告することができる。
- ③ 措置命令や役員を解任勧告を行う場合には、所轄庁は、あらかじめ私立学校審議会等の意見を聴かなければならない。

(2) 報告及び検査の規定の整備(第63条関係)

所轄庁は、この法律の施行に必要な限度において、学校法人に対し業務・財産の状況について報告を求め、又は学校法人の事務所等に立ち入り、検査することができる。

(3) 忠実義務規定の明確化(第40条の2関係)

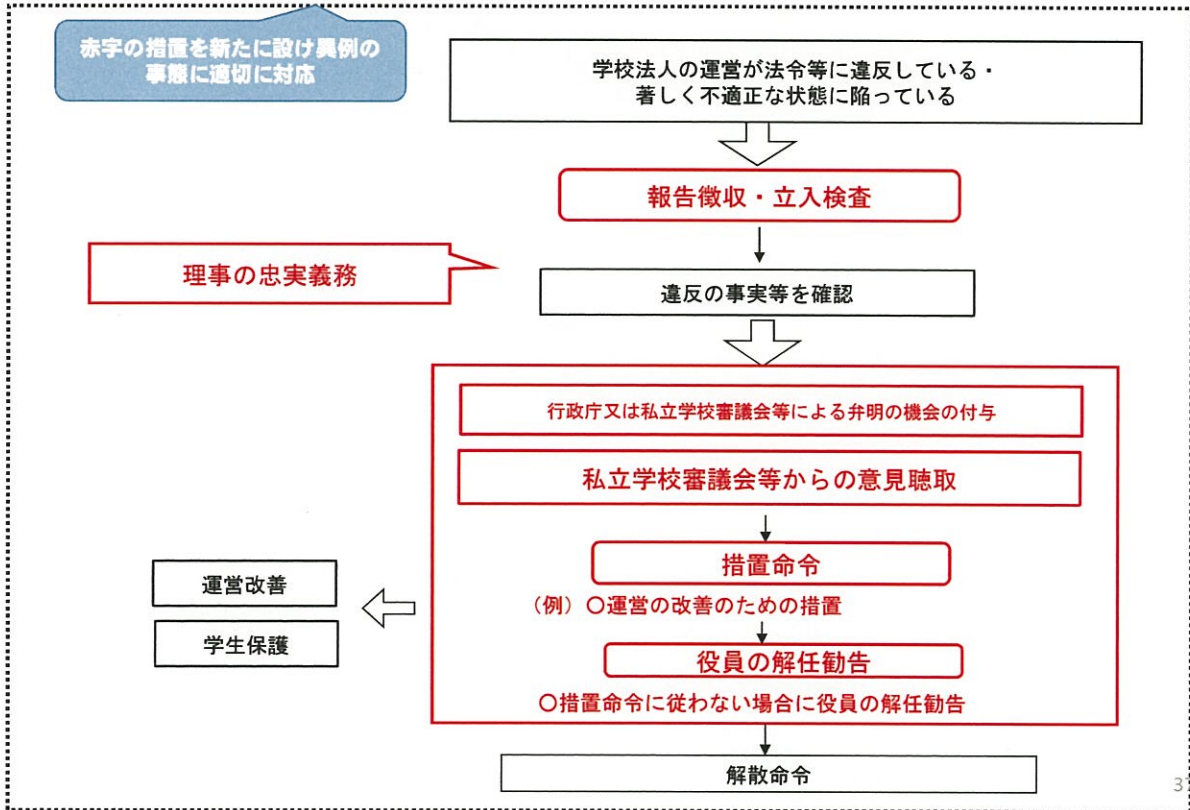
学校法人の理事は、法令及び寄附行為を遵守し、学校法人のため忠実に職務を行わなければならないことを規定。

3. 施行期日

公布日(平成26年4月2日)

36

改正イメージ



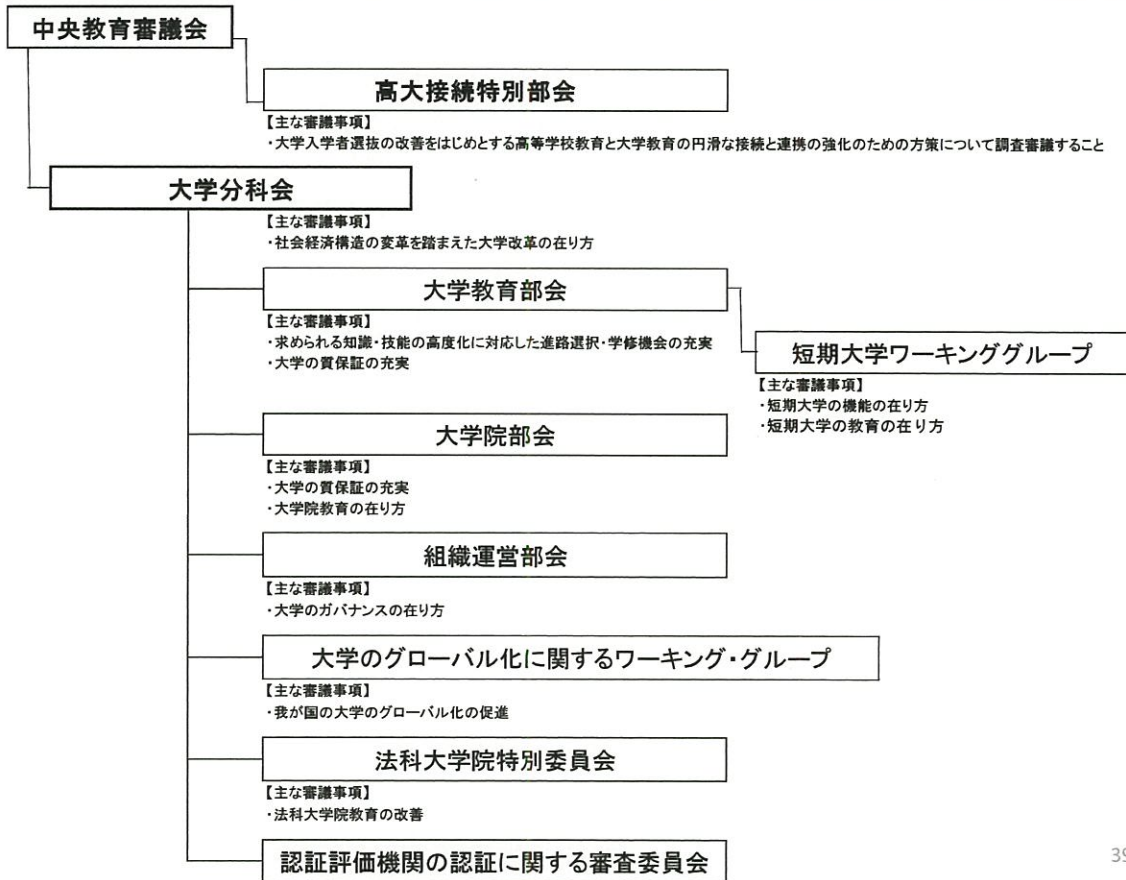
私立学校法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

平成26年3月25日
参議院文教科学委員会

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一、私立学校制度は、私立学校の特性に鑑み、その自主性を重んじつつ公共性を高めることによって私立学校の健全な発達を図ることを目的としていることに留意し、学校法人がその自主性及び公共性を十分に発揮できる管理・運営の在り方、特に内部チェック機能の強化、財務・会計関係書類の開示等について検討すること。
- 二、所轄庁による措置命令等の判断基準を明確化するため、第六十条第一項に規定された「その運営が著しく適正を欠くと認めるとき」の適用事例を具体的に示し、学校法人等に周知徹底すること。
- 三、措置命令等を発する場合には、所轄庁による恣意的な適用が行われないよう、法的手続の遵守を徹底し、その運用に当たっては、私立学校審議会等の意見を尊重するとともに、所轄庁の判断について公表し、説明責任を果たすこと。
- 四、学生等が在籍している学校法人に対し解散命令等を発するに当たっては、修学機会確保の観点から、在校生の転学等が円滑に行われるための支援等に積極的に取り組むこと。
- 五、我が国の学校教育において、私立学校が大きな割合を占め建学の精神に基づく特色ある教育活動を通して重要な役割を果たしていることに鑑み、私学助成の拡充を始めとする私学振興策の充実に努めること。

第7期大学分科会の審議体制について



講演 「高等教育を取り巻く諸情勢と今後の展望」

【講師 常盤 豊 氏】

【略歴】

昭和57年4月	文部省入省
平成9年9月	文部省高等教育局大学課大学改革推進室長
平成12年7月	〃 〃 企画官
平成13年7月	広島県教育委員会教育長
平成16年7月	文部科学省初等中等教育局教育課程課長
平成19年7月	〃 〃 初等中等教育企画課長
平成21年7月	〃 大臣官房人事課長
平成22年7月	〃 科学技術・学術政策局科学技術・学術統括官
平成23年9月	〃 大臣官房審議官（高等教育局担当）
平成26年1月	〃 高等教育局私学部長